

BTMU

CHINA WEEKLY

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2008 年 1 月下旬に公布された 2 つの税関規則を取りあげました。

[規則] ●「税関輸出入貨物集中申報管理弁法」(税関総署令第 169 号、2008 年 1 月 24 日公布、同年 5 月 1 日施行) ●「税関企業分類管理弁法」(税関総署令第 170 号、2008 年 1 月 30 日公布、同年 4 月 1 日施行)	税関の集中通関申告に関する規則。詳細は下記の解説をご参照。 【重要】下記の解説をご参照。
---	--

●税関の企業分類管理に関する新規則が公布される

今年 4 月 1 日から「税関企業分類管理弁法」が施行となる。現行の「税関の企業に対する分類管理実施弁法」(1999 年 6 月 1 日施行)に代わるものだが、その狙いと執行の厳格さは現行の弁法と大きく異なる。施行後は、進出企業は認定された類別によって税関の扱いが変わり、ビジネスに大きな差が出るのが予想されるので、ご注意いただきたい。

現行の弁法は、輸出入を行う各種企業を対象とし、税関は企業の申請によってその信用状況にもとづいて A 類から D 類までの類別管理を行い、企業の信用状況の変化に応じて柔軟に類別を調整する、というものだが、実際には、加工貿易企業を除いて企業の申請による類別の認定・調整はあまり行われておらず、自己の類別を知らない企業も少なくない。新しい弁法は、現行弁法の類別方法を基本的に踏襲しているが、税関に登録する全ての企業を対象としており、類別の認定手続きを厳格に行うこと、類別の昇格は少なくとも 1 年間はできないこと、また企業の類別を公開すること、を定めている。

税関総署の説明によれば、新弁法の第 1 の特徴は、世界税関機構(WCO)の「国際貿易の安全確保及び円滑化のための『基準の枠組み』」における「認定事業者」(AEO=Authorized Economic Operator)制度を国内制度に転化したことであるという。中国も WCO のメンバーだが、2001 年の米国同時多発テロ事件の発生を受けて WCO が 2005 年に制定した上記の「基準の枠組み」を実施することを表明していた。「基準の枠組み」の中心とされるのが、「認定事業者」(AEO)制度である。

AEO 制度とは、簡単にいうと、国際貿易の安全確保と円滑化のためには政府、税関だけでなく、民間の参加と支持が重要なことから、WCO 加盟国それぞれで積極的に協力する事業者を認定してベネフィットを与えようというものである。そのベネフィットは、「基準の枠組み」によれば、主に貨物の引取り・積卸しの時間短縮や保管費用の低減、有益な貿易関連情報の提供、その他の貨物の取扱いに対する優遇などである。ただし、AEO の認定要件としては、法令を遵守していること、輸出入記録の管理システムを有していること、財務状況が良好なこと、税関と適切なコミュニケーションがとれること、などがあげられている。

米国では、テロ事件の直後から貿易の安全確保のための体制を備えた事業者に対して、簡便な通関手続きを適用する C-TPAT という制度が導入されている。また EU では、今年 1 月 1 日から改正関税法が施行され、AEO 制度がスタートした。これは基準を満たした AEO に簡便な通関手続きを認めるものだが、2009 年 7 月からは EU の関税領域を出入りする全ての貨物について事前の情報提出が義務づけられる一方、AEO に対してはその手続きが簡素化される。日本では、2001 年に法令遵守に優れた事業者を対象とした輸入の「簡易申告制度」と輸出の「特定輸出申告制度」が導入されたが、昨年には安全確保と円滑化での国際連携を趣旨としてこれらの制度が改善されたほか、新たに「特定保税許可者制度」が導入されている。

世界的に AEO 制度の導入が進むと、ある国・地域で製品を販売するためにはその国・地域の AEO を通じた方が有利になるが、今後は各国・地域間で AEO の相互認証が進む方向にあるという。「基準の枠組み」では、将来的にある国・地域の税関から認定を受けた AEO は、他の国・地域の税関からも認容される可能性が述べられている。

こうした状況の中で制定されたのが、中国税関の新弁法である。企業の類別は、現行の弁法にない AA 類が加わり 5 つとなったが、このうち AEO に相当するのが AA 類と A 類だろう。これらに対しては、「通関利便措置」を適用するとされている。具体的な規定はないが、税関総署の説明によれば、次のとおりである。

【A 類企業への利便措置】

「所在地での通関、港での貨物検査・引渡し」を実施し、優先的に人員を企業に派遣して生産または貨物積卸しの段階で検査を行い、業務の現場で優先的に貨物の申告、検査、引渡しの処理を行う。

輸入貨物は輸送を開始した後、港に到着する前、輸出貨物は税関の監督管理場所に搬入する前に、通関手続きを行い、業務時間外及び休日・祝日の緊急の通関手続きを優先的に処理する。

加工貿易銀行保証金台帳の「空転」(注：保証金の免除)を実行し、または銀行保証金台帳制度を適用せず、加工貿易の届出登記、変更、照合・消込みなどの手続きを優先的に処理する。

通関員の通関業務研修及び資格認定を優先的に行う。

【AA 類企業への利便措置】

上記の A 類企業への措置を適用する。

貨物の信任引渡しを実行する。

専門の担当者を派遣し、企業の税関事務に対する疑問、問題の解決に当たる。

通関申告書の電子データを照合、確認した後、直接現場に出向いてチェックし、引渡し手続きを行う。

輸出入貨物に対して、通常、開梱検査を行わない。

これに対して、B 類企業は「通常管理措置」が適用され、C 類企業と D 類企業は「厳格な監督管理措置」が適用される。弁法には具体的な規定はないが、B 類企業の場合、上記の A 類、AA 類企業に対する利便措置は適用されず、C 類、D 類企業は逆に厳しい審査や検査を受けるものと思われる。

各類型企業の認定条件は、一般の企業(「輸出入貨物荷受・荷送人」という)と専門の通関企業で異なるが、一般の企業の条件は次のとおり。

【A 類企業の条件】 下記を同時に満たすこと。

B 類管理を 1 年以上適用されていること。

連続 1 年、密輸罪、密輸行為、税関監督管理規定違反の行為がないこと。

連続 1 年、知的財産権侵害貨物の輸出入及び税関の行政処罰がないこと。

連続 1 年、税の未納、罰金、財産没収の情状がないこと。

前年度の輸出入総額が 50 万米ドル以上あること。

前年度の輸出入通関の誤差率が 3% 未満であること。

会計制度が整備され、業務記録が真実、完全であること。

主体的に税関の管理に対応し、速やかに各種税関手続きを行い、税関に提出する証憑、証書が真実、完全、有効であること。

毎年「経営管理状況報告」を提出していること。

規定に従って「中華人民共和国税関輸出入貨物荷受・荷送人通関登録登記証書」の更新手続き及び関係変更手続きを行っていること。

商務、人民銀行、工商、税務、品質検査、外為、監察などの部門・機関での不良記録がないこと。

【AA 類企業の条件】 下記を同時に満たすこと。

A 類管理を 1 年以上適用されていること。

前年度の輸出入総額が 3 千万米ドル(中西部は 1 千万米ドル)以上あること。

税関の検査により、税関の管理、企業経営管理及び貿易安全の要求に合致していること。

毎年の「経営管理状況報告」及び会計事務所が発行する前年度の監査報告、半年ごとの「輸出入業務状況表」を提出していること。

【B 類企業の条件】 下記のいずれか 1 つがある場合。

初めて税関に登録登記した場合。

初めて税関に登録登記した後、管理類別の調整が発生しない場合。

AA 類企業がその適用条件に合致せず、かつ A 類の適用条件にも合致しない場合。

A 類企業がその適用条件に合致しない場合。

【C 類企業の条件】 下記のいずれか 1 つがある場合。

密輸行為があった場合。

1 年以内に 3 回以上の税関監督管理規定違反行為があり、または 1 年以内に税関監督管理規定違反により累計 50 万元以上の罰金を受けた場合。

1 年以内に 2 回の知的財産権侵害貨物の輸出入を行い、税関の行政処罰を受けた場合。

税の未納、罰金、財産没収が 50 万円未満の場合。

【D 類企業の条件】 下記のいずれか 1 つがある場合。

密輸罪があった場合。

1 年以内に 2 回以上の密輸行為があった場合。

1 年以内に 3 回以上の知的財産権侵害貨物の輸出入を行い、税関の行政処罰を受けた場合。

税の未納、罰金、財産没収が 50 万元以上の場合。

注：密輸罪は、人民法院の刑事判決書が効力を生じた日を基準とする。

密輸行為、知的財産権侵害貨物輸出入行為、税関監督管理規定違反行為は、税関の行政処罰決定書が効力を生じた日を基準とする。

通関誤差率は、前年度の税関員に記録された回数を通関総回数で割った比率をいう。

これらの認定手続きは、登録地の税関に申請し、最終的に直属税関(省・自治区・直轄市の統括税関)が審査し、各類別の適用または不適用を決定する。その期間は、A 類が 3 ヶ月以内、AA 類は 6 ヶ月以内とされている。また、C 類、D 類から B 類、C 類への調整を申請する場合は、決定まで 1 ヶ月以内とされている。

今後、施行までに具体的な手続きについての通知が発布されると思われるが、A 類または AA 類の認定を受けた場合、中国内で税関の扱いが優遇されるだけでなく、将来的には他の国・地域でも優遇される可能性があることから、ぜひ積極的に対応していただきたい。

●税関の集中通関に関する規則が公布される

今年 5 月 1 日から、特定の貨物を同じ港から頻繁に輸出または輸入する場合の集中通関に関する規則が施行される。特定の貨物とは、書籍、新聞、定期刊行物などの時限性が強い貨物、危険物または生鮮、腐乱・劣化しやすい長期保存に適さない貨物、道路の港を出入りする保税貨物のことで、これらの輸出入を何度も行う場合、簡便な手続きをとることができる。

企業が集中通関を行う場合、あらかじめ税関に届出登記手続きを行い(担保提供が必要)、輸出入に当たっては、所定の期限内(輸入は輸送手段の入国を申告した日から 14 日以内、輸出は税関の監督管理場所に貨物を搬入して積載する 24 時間前)に「集中通関申告リスト」を税関に申告し、税関の確認を経て、3 日以内に貨物の引渡し手続きをとる。正式の通関申告は月毎にまとめて行い、一般貿易貨物は翌月 10 日まで、保税貨物は翌月末までに通関申告書により申告する。税金・関連費用はその際に支払うが、その税率・為替レートは、「集中通関申告リスト」を申告した日が基準となる。

この集中通関制度は、密輸の疑いや規則違反により調査中の企業、知的財産権侵害貨物の輸出入を行って税関から行政処罰を受けた企業、管理類別が C 類と D 類の企業には認められない。また、C 類、D 類の通関企業に委託することもできない。管理類別については、前記のとおり、4 月 1 日から新弁法が施行となる。その類別によっては、集中通関制度が利用できないことにもご注意いただきたい。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

(三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部 池上 隆介)

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

悪天候により経済活動に影響も:1 月中旬以来、中南部を中心に大雪、低温などの悪天候が続き、電力・水供給、農業生産、物流に大きな影響が出ている。湖南、湖北、貴州省などでは、野菜の価格が 50% ~ 200% 上昇したものもある。停電や原材料不足により操業を停止する企業も出ている模様。一部エコノミストの間では、第 1 四半期の GDP 成長率が 0.5 ポイント減速、CPI 上昇率は悪天候に春節等の季節要因が重なり 7% 前後に達するとの見方もある。ただ、国家发展改革委員会は、CPI 上昇率については引き続き注視していくものの、悪天候の経済全体への影響は限定的と見ている。

【産業】

2007 年 サービス業の GDP に占める割合は低下:国家发展改革委員会の副司長は 28 日、記者会見で、2007 年のサービス産業が GDP に占める割合が前年比 ▲0.3% と 2 年連続低下したことを発表した。サービス産業の主な問題点は、規模が小さいこと、サービス水準の低さ、体制・メカニズム改革の遅れ、経済発展ニーズへの対応の遅れであると指摘し、今後、産業政策の推進、対外開放の促進、政策支援の強化を図る政府の方針を明らかにした。なお、中国政府はサービス産業の GDP に占める割合を 2010 年までに 2005 年比 3% 引き上げることを目標としている。

3G 携帯端末生産ライセンス 初交付:国家信息产业部は 1 月 30 日、3G 携帯端末の生産ライセンスを初めて联想、中兴通讯、海信、新邮通、LG、サムソンの 6 社に交付した。交付されたライセンスは中国独自の規格となる TD-SCDMA 型で、中国版 3G が商業化段階に入ったことを表している。

【金融・為替】

2008 年の外貨管理方針固まる:国家外貨管理局は 1 月 29 日、全国外貨管理工作会議で、2008 年の外貨管理業務について、国内企業・個人の合法的な外貨需要を満たし、クロスボーダーの資金流入管理を厳格にすることで、引き続き国際収支の不均衡是正に努める方針を示した。具体的には、外貨受取・人民元転の監督管理と事後検査の強化、外資企業に対する外債管理方法の改善検討、サービス貿易に関する統一的な管理法の公布等を実施するという。

「自動車金融会社管理弁法」改定:中国銀行業監督管理委員会は 1 月 24 日付けで新「自動車金融会社管理弁法」を公布・施行した。2003 年制定の管理弁法と実施細則を 1 本化したもので、今回の改定では自動車金融会社の設立条件を引上げ、リスク管理指標を導入する一方、業務範囲を拡大した。出資者のうち少なくとも 1 社が 5 年以上の自動車金融業務管理とリスクコントロール経験を有する条件を追加した他、自動車ファイナンスリース等 6 項目の取扱業務の追加などが盛り込まれている。

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY Close	前日比	HKD Close	前日比	EUR Close	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2008.01.28	7.1985	7.1956~7.2014	7.1970	-0.0132	6.7470	0.0513	0.9216	-0.0016	10.5872	-0.0380	3.0500	4637.81	-359.8600
2008.01.29	7.1970	7.1930~7.2010	7.1945	-0.0025	6.7532	0.0062	0.9217	0.0001	10.6183	0.0311	3.1000	4678.16	40.3500
2008.01.30	7.1940	7.1911~7.1947	7.1916	-0.0029	6.7340	-0.0192	0.9218	0.0001	10.6293	0.0110	2.9000	4636.03	-42.1300
2008.01.31	7.1845	7.1815~7.1936	7.1818	-0.0098	6.7310	-0.0030	0.9206	-0.0013	10.6614	0.0321	3.2000	4600.12	-35.9100
2008.02.01	7.1830	7.1829~7.1890	7.1890	0.0072	6.7497	0.0187	0.9211	0.0005	10.6782	0.0168	2.9000	4534.57	-65.5500

RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は、週初より中銀発表基準値が 7.2000 を上回る 7.1996 に設定され、日中取引価格も為替制度変更後の最高値を更新してオープンした。その後中銀基準値は 7.2000 近辺にて設定されたものの日中取引価格はじり高推移となり、米国金利引き下げが発表された翌日の 31 日には中銀基準値、日中取引価格ともに為替制度変更後の最高値を更新し、結局 7.1890 にて越週となった。2 月は例年旧正月を控えた消費の活発化により商品需要が高まる時期であるにもかかわらず、今年は記録的な豪雪により食料品の生産、輸送両面において供給に懸念が生じており 2 月以降の消費者物価は上昇する惧れがある。このインフレ圧力に対処するために中国当局は人民元の上昇を容認するとの思惑が市場では広がっており 1 月単月の上昇率は為替制度変更後最高となる約 1.7% (12 月末終値比) の上昇となった。これまで、急激な上昇後はいったん落ち着いた値動きとなっていた人民元であるが、来週 6 日からの旧正月休場を控え、連休前に更に上値を更新する可能性はあるだろう。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。